

これまでの3期計画では、18年度に創設された地域密着型事業所(グループホームなど)を中心に整備してきました。
4期計画では、特別養護老人ホームの待機者解消と認知症対策として認知症対応型通所介護事業所を整備します。
特に、特別養護老人ホームについては平成20年10月1日現在、136人の方が入所申込みしており、自宅等において介護サービスを利用しながら待機している状況です。
計画期間における介護保険サービス事業所の整備は、介護保険料等への影響などを総合的に勘案し、利用希望の動向や現状の不足を補う形で最低限の追加のみとします。
なお、整備にあたっては、民間事業者自らが整備することを基本としています。

サービス事業所の整備方針

日常生活圏域を市一圏域に
要介護要支援(認定を受けた方が、地域密着型サービス(グループホームなど)を利用する場合、これまでは日常生活している各旧町の事業所の中から選択し利用していましたが、平成21年4月からは市内全域のサービス事業所のどこでも契約して利用することができます。

【所得による負担段階】

区分	平成21～23年度までの月額保険料		
	所得段階区分の要件	基準額に対する割合	月額保険料
第1段階	市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給世帯	0.50	2,398円
第2段階	市民税世帯非課税で本人の「合計所得金額」と「年金収入額」の合計が80万以下の者	0.50	2,398円
第3段階	市民税世帯非課税で本人の「合計所得金額」と「年金収入額」の合計が80万を超える者	0.75	3,597円
第4段階	市民税世帯課税で本人が非課税(保険料月額基準額)	1.00	4,795円
第5段階	市民税本人課税で「合計所得金額」が200万未満の者	1.25	5,994円
第6段階	市民税本人課税で「合計所得金額」が200万以上の者	1.50	7,193円

特別養護老人ホーム

つねに介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所して日常生活の介助などを受けられる施設サービスです。

目標整備年度
平成22年
定員
40名(床)



認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が入浴や食事などの介護や機能訓練を日帰りで受けられる居宅サービスです。

目標整備年度
平成22年
定員
12名



介護報酬改定に伴い一部のサービス利用料が変更となります

介護に従事する人の処遇を改善するため、介護報酬がプラス3%改定されました。
このプラス改定分が介護保険料に反映されるとともに、介護サービス利用料金もこの4月より改定(値上げ)されます。詳しくは、サービス利用をしているサービス提供事業者にお問い合わせください。

介護保険被保険者証の「有効期限」は廃止されました

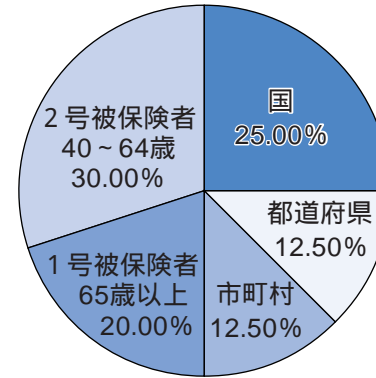
有効期限が平成20年3月31日までとなっている介護保険被保険者証(黄色)は、法改正により有効期限が廃止されました。お手持ちの被保険者証はそのままご利用できます。
取り替え希望の方は高齢福祉課介護保険班までご連絡ください。

問合せ
健康福祉部高齢福祉課
☎62-1112

介護保険料が変更になりました

月額基準額は4,795円(平成21～23年度)

【図1：介護保険財源構成】



保険料はこうして決まりました

介護保険は、皆様からいただく「保険料」を財源としています。被保険者やサービス利用者の増減で予算や給付費、更には納めていただく保険料にも大きく影響します。
介護保険料は、3年間の給付費等を見込み、定められた負担割合(図1)で1号被保険者の保険料を算出しています。3期の(平成18～20年度)実績を基に認定者の推計やサービス利用者・利用回数の推計をしたもの(自然増分)と、施設が増えることで利用が増える分(施設増分)を見込んでいます。また、制度改正で1号被保険者の負担割合が19%か

介護保険制度は平成12年に始まり、3年に1回の見直しが行われます。本年4月からは介護保険料の変更や事業所の追加整備を盛り込んだ4期目の計画が始まりました。市民の皆様のご理解をお願いします。

ら20%になり、さらに介護報酬が3%上昇するため、3年間で約130億円(図2)の介護給付費が必要と見込んでいます。
その介護給付費を賄うために4期平成21～23年度では、その分保険料が高くなりますが、国では、介護報酬改正による保険料の上昇分を緩和するため上昇分の約50%を負担しています。

市では基金から1億5千万円を
保険料に振り向け軽減します

これまでの事業の余剰金を介護保険財政調整基金に積み立てをしており、約3億円程度になる見込みです。そのうち、3期以内での積立額が約1億5千万円程度と見込んでいますので、その分を保険料に繰り入れし軽減します。

これらを踏まえると3年間で約21億3千万円の保険料が必要となり、保険料月額基準額は4,795円、3期の保険料月額基準額は4,422円ですので、353円の上昇と積算しました。
保険料月額基準額とは、各所得段階において保険料を決める基準となる額のことです。本人及び世帯の課税状況や所得段階に応じて段階的に決められています。

【図2：3年間の給付費と月額基準額】

《単位：円》

	21年度	22年度	23年度	計
総給付費	3,822,763,925	4,023,408,762	4,138,620,205	11,984,792,892
特定入所者補足給付費	195,174,021	215,974,446	221,596,446	632,745,433
高額介護サービス費	66,050,169	73,109,926	75,446,654	214,606,749
審査支払手数料	5,136,840	5,518,075	5,729,070	16,383,985
地域支援事業費	63,250,000	67,300,000	71,400,000	201,950,000
計(給付費全体)	4,152,374,955	4,385,311,729	4,512,792,375	13,050,479,059
1号被保険者負担分	給付費全体の約20%を65歳以上の保険料で負担して頂くこととなります。 21億3500万円			
保険料月額基準額	4,795円	平成18～20年度までの額は4,442円		